

職業能力開発校設置管理条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

商工労働部産業人材課

1 改正の趣旨

社会全体のデジタル化が進み、様々なデジタル人材の需要が高まっていることから、デジタル社会を担う人材育成を目的として「I o Tシステム科（仮称）」を船橋高等技術専門校に新たに設置します。

また、地域や企業のニーズに的確に対応できる人材育成機関として十分機能が発揮できるよう、訓練科、訓練内容の見直し等を行い、人材の確保・育成を図ります。

2 改正内容（職業能力開発校設置管理条例施行規則 別表）

（1）訓練科の新設

船橋高等技術専門校に「I o Tシステム科（仮称）」を新たに設置します。

改正項目	改正前	改正後
訓練科	(新設)	I o Tシステム科（仮称）
訓練課程		普通課程
訓練期間		2年
訓練生定員		10人

（2）訓練科の統合（廃止）

我孫子高等技術専門校 NC機械加工科及び旭高等技術専門校 NC機械加工科を廃止し、機械系訓練科を船橋高等技術専門校 機械技術科に統合します。

校名	我孫子高等技術 専門校	旭高等技術専門 校	統合 ⇒	船橋高等技術專 門校
訓練科	NC機械加工科	NC機械加工科		機械技術科
訓練課程	普通課程	普通課程		普通課程
訓練期間	1年	1年		2年
訓練生定員	20人	15人		20人

(3) 定員等の変更

- ①船橋高等技術専門校 金属加工科の訓練期間を1年、訓練生定員を12人に変更します。

改正項目	改正前	改正後
訓練期間	6か月	1年
訓練生定員	10人	12人

- ②我孫子高等技術専門校 造園科（短期課程）の訓練生定員を10人に変更します。

改正項目	改正前	改正後
訓練生定員	11人	10人

※令和6年4月1日より、「高等技術専門校」は「テクノスクール」に名称変更となります。